

労務管理講座 ④

労働安全衛生法について⑤

メンターネットワーク 社会保険労務士

小森谷 一恵

今回は、労働安全衛生法で定められている健康診断についてお話し致しましょう。健康診断には、いくつかの種類がありますが、農業の事業で実施する必要があるものは、次のとおりです。

- ① 雇入れ時の健康診断
- ② 定期健康診断

1. 雇入れ時の健康診断

事業者は、常時使用する労働者を雇入れるときは、医師による健康診断を実施することが必要です。常時使用する労働者とは、期間の定めのない労働契約により使用される者のほか、有期契約の場合であっても1年以上使用されることが予定されている者も該当します。また、パートタイム労働者については、1週間の所定労働時間がその事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上の場合は、雇入れ時に健康診断をすることが必要です。なお、4分の3未満でも概ね2分の1以上である者については、健康診断を実施することが望ましいとされています。

2. 定期健康診断

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施することが必要です。

3. 健康診断の検査項目

雇入れ時の健康診断および定期健康診断の検査項目は、次のとおりです。

検査項目	雇入れ時の健康診断	定期健康診断
1 既往歴・業務歴の調査	○	○
2 自覚症状・他覚症状の有無の検査	○	○
3 血圧の測定	○	○
4 身長・体重・視力・聴力の検査	○	○
5 胸部エックス線検査	○	○
6 喀痰検査	×	○
7 貧血検査	○	○
8 肝機能検査	○	○
9 血中脂質検査	○	○
10 血糖検査	○	○
11 心電図検査	○	○
12 尿検査	○	○

4. その他の健康診断

その他の健康診断は、いくつかありますが留意すべきものは、海外派遣労働者の健康診断ということになります。この海外派遣労働者の健康診断は、日本以外の地域に労働者を6ヵ月以上派遣しようとする場合にあらかじめその者に対して行い、かつ、6ヵ月以上派遣した労働者が帰国し、日本国内で業務に就くときに実施するものです。近年グローバル化がすすみ海外との交流も増えていることから、今後、該当する件数が増加することが予想されます。海外派遣労働者の健康診断は、定期健康診断の検査項目に次の検査項目のうち、医師が必要と認める検査を加えたものです。

- ① 腹部画像検査
- ② 血液中の尿酸の量の検査
- ③ B型肝炎ウィルス抗体検査
- ④ ABO式・Rh式の血液型検査（派遣前のみ）
- ⑤ 糞便塗抹検査（帰国後のみ）

5. 記録の保存

事業者は、健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、これを5年間保存することが義務付けられています。また、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

6. 費用負担

健康診断の実施に要する費用は、労働者が事業者の指定する医師による健康診断を受ける場合は、事業者の負担となります。一方、労働者が事業者の指定する医師による健康診断を希望せず、本人の希望する他の医師の健康診断を受けた場合は、必ずしも事業者が費用を負担する必要はありません。また、労働者が本人の希望する医師の健康診断を受けたときは、その結果を証明する書面を事業者へ提出することになります。

なお、健康診断の受診に要する時間については、必ずしも事業者に賃金支払義務があるわけではありませんが、多くの企業で所定労働時間に健診を実施するなどの方法により賃金を支払っている例が多いようです。

法人協会ニュース

三役会議を開催しました

5月11日、野村専務・稲垣常務が加わる形では初めてとなる三役会議を開催しました。会議では主に協会の「ビジョン」作りの基礎となる考え方や組織活動等について議論されました。これを踏まえ、本日18日に政策委員会を開催して討議が行われます。協会のあり方、協会に求めること等のご意見がございましたら、何なりと事務局までご連絡下さい。

「消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流大会（花き生販連携促進交流大会）」 ～第3回大会の参加者を募集～

農水省が主催する、花きの生産サイド（生産者、出荷者）と小売等サイドが一般消費者向け販売のための連携を促進するため、「消費者に指名買い・リピートオーダーされるための取組」を生産者サイドから報告してもらう等の先事例研究や関連テーマ説明、個々の参加者間の意見交換を行う交流会です。詳細及びご参加をご希望の際は、6月6日までに事務局もしくは下記までご連絡下さい。

<日時> 6月13日 13:00～17:00

<場所> 農林水産省本館7階 講堂

<参加予定者> 個別の花き生産者・生産者団体・出荷団体、小売専門業者、スーパーマーケット等の量販店、花束加工業者、卸・仲卸業者等花き業界の関係者

<お問い合わせ> 当協会事務局か下記までお願いします
農林水産省生産局果樹花き課花き対策室

担当：大門氏

電話：03-3502-8111（内線 3638）

03-3593-6496（夜間直通）

FAX：03-3502-0889

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。

社団法人日本農業法人協会

(HP: <http://www.hojin.or.jp/>)

TEL：03-5156-0365/FAX：03-5156-0366

MAIL：juku@hojin.or.jp

© 日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。